美濃加茂市議会
第１回定例会議案

平成３０年２月２７日

目　　次

議案番号	議　案　名	ページ
承第　１号	専決処分の承認を求めることについて（平成２９年度美濃加茂市一般会計補正予算（第９号））	１
承第　２号	専決処分の承認を求めることについて（平成２９年度美濃加茂市一般会計補正予算（第１０号））	２１
議第　１号	美濃加茂市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例について	３２
議第　２号	美濃加茂市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例について	３４
議第　３号	美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	４７
議第　４号	美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	４９
議第　５号	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	５２
議第　６号	美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	５３
議第　７号	美濃加茂市消防団条例の一部を改正する条例について	５７
議第　８号	美濃加茂市小口融資条例の一部を改正する条例について	５８
議第　９号	美濃加茂市情報公開条例の一部を改正する条例について	６１
議第１０号	美濃加茂市部設置条例の一部を改正する条例について	７２
議第１１号	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	７３
議第１２号	美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について	９１
議第１３号	美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	９８
議第１４号	美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例及び美濃加	

	茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	９９
議第１５号	美濃加茂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について	１０２
議第１６号	美濃加茂市地域包括支援センターの設置に関する条例を廃止する条例について	１０５
議第１７号	平成２９年度美濃加茂市一般会計補正予算（第１１号）	１０７
議第１８号	平成２９年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第２号）	１３８
議第１９号	平成２９年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第２号）	１４８
議第２０号	平成３０年度美濃加茂市一般会計予算	１５８
議第２１号	平成３０年度美濃加茂市国民健康保険会計予算	１５８
議第２２号	平成３０年度美濃加茂市介護保険会計予算	１５８
議第２３号	平成３０年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算	１５８
議第２４号	平成３０年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計予算	１５８
議第２５号	平成３０年度美濃加茂市古井財産区会計予算	１５８
議第２６号	平成３０年度美濃加茂市山之上財産区会計予算	１５８
議第２７号	平成３０年度美濃加茂市水道事業会計予算	１５８
議第２８号	平成３０年度美濃加茂市下水道事業会計予算	１５８
議第２９号	市道路線の廃止について	１５９
議第３０号	市道路線の認定について	１６２
議第３１号	中濃地域農業共済事務組合規約の一部を変更する規約に関する協議について	１６５
議第３２号	美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	１６７

承第１号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、平成３０年１月１９日別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

平成２９年度美濃加茂市一般会計補正予算（第９号）

平成２９年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５３９，４２０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２１，８７７，５４６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第 1 表　歳入歳出予算補正

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
14　国庫支出金		2,240,169	44,710	2,284,879
	1　国庫負担金	1,934,757	44,710	1,979,467
15　県支出金		1,235,679	22,355	1,258,034
	1　県負担金	735,284	22,355	757,639
17　寄附金		517,328	450,000	967,328
	1　寄附金	517,328	450,000	967,328
19　繰越金		1,037,427	22,355	1,059,782
	1　繰越金	1,037,427	22,355	1,059,782
歳　入　合　計		21,338,126	539,420	21,877,546

２　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　総 務 費		4,100,283	450,000	4,550,283
	1　総務管理費	3,616,370	450,000	4,066,370
3　民 生 費		7,062,633	89,420	7,152,053
	1　社会福祉費	3,634,772	89,420	3,724,192
歳　　出　　合　　計		21,338,126	539,420	21,877,546

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
14　国庫支出金	2,240,169	44,710	2,284,879
15　県支出金	1,235,679	22,355	1,258,034
17　寄 附 金	517,328	450,000	967,328
19　繰 越 金	1,037,427	22,355	1,059,782
歳　入　合　計	21,338,126	539,420	21,877,546

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
2　総 務 費	4,100,283	450,000	4,550,283
3　民 生 費	7,062,633	89,420	7,152,053
歳　出　合　計	21,338,126	539,420	21,877,546

（単位：千円）

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	県支出金	市債	その他	
			450,000	
44,710	22,355			22,355
44,710	22,355		450,000	22,355

2　歳　入

（款）　14　国庫支出金
（項）　　1　国庫負担金

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
14			国庫支出金	2,240,169	44,710	2,284,879
	1		国庫負担金	1,934,757	44,710	1,979,467
		1	民生費国庫負担金	1,831,057	44,710	1,875,767

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 社会福祉費負担金	44,710	1 自立支援給付費負担金

（款）　15　県支出金
（項）　　1　県負担金

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
15			県支出金	1,235,679	22,355	1,258,034
	1		県負担金	735,284	22,355	757,639
		1	民生費県負担金	719,024	22,355	741,379

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 社会福祉費負担金	22,355	1 自立支援給付費負担金

（款）　17　寄 附 金
（項）　　1　寄 附 金

款	項	目	款項目	補正前の額	補　正　額	計
17			寄 附 金	517,328	450,000	967,328
	1		寄 附 金	517,328	450,000	967,328
		1	一般寄附金	500,000	450,000	950,000

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 一般寄附金	450,000	1 一般寄附金

（款）　19　繰 越 金
（項）　　1　繰 越 金

款	項	目	款項目	補正前の額	補　正　額	計
19			繰 越 金	1,037,427	22,355	1,059,782
	1		繰 越 金	1,037,427	22,355	1,059,782
		1	繰 越 金	1,037,427	22,355	1,059,782

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 繰　越　金	22,355	1 前年度繰越金

3　歳　出

（款）　2　総 務 費
（項）　1　総務管理費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
2			総 務 費	4,100,283	450,000	4,550,283	450,000	
	1		総務管理費	3,616,370	450,000	4,066,370	450,000	
		6	企 画 費	1,121,154	450,000	1,571,154	寄附金 450,000	

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
8 報　償　費	213,775	ふるさと納税返礼品	ふるさと納税推進事業　450,000
12 役　務　費	11,875	郵便料　2,099 ふるさと納税代理納付システム利用料　9,776	
13 委　託　料	33,837	ふるさと納税広告掲載等ＰＲ	
25 積　立　金	190,513	ふるさと納税基金積立金	

（款）　3　民 生 費
（項）　1　社会福祉費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
3			民 生 費	7,062,633	89,420	7,152,053	67,065	22,355
	1		社会福祉費	3,634,772	89,420	3,724,192	67,065	22,355
		5	自立支援費	937,817	89,420	1,027,237	国庫支出金 44,710 県支出金 22,355	22,355

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
20 扶　助　費	89,420	介護給付費　86,108 訓練等給付費　3,312	自立支援費給付事業　89,420

承第２号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、平成３０年２月１日別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

平成２９年度美濃加茂市一般会計補正予算（第１０号）

平成２９年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第１０号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２１，８８３，５４６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第 1 表　歳入歳出予算補正

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
19　繰越金		1,059,782	6,000	1,065,782
	1　繰越金	1,059,782	6,000	1,065,782
歳　入　合　計		21,877,546	6,000	21,883,546

２　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
7　土 木 費		2,092,254	6,000	2,098,254
	2　道路橋りょう費	511,227	6,000	517,227
歳　　出　　合　　計		21,877,546	6,000	21,883,546

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
19　繰 越 金	1,059,782	6,000	1,065,782
歳　入　合　計	21,877,546	6,000	21,883,546

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
7　土 木 費	2,092,254	6,000	2,098,254
歳　出　合　計	21,877,546	6,000	21,883,546

（単位：千円）

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	県支出金	市債	その他	
				6,000
				6,000

2　歳　入

（款）　19　繰 越 金
（項）　　1　繰 越 金

款	項	目	款項目	補正前の額	補　正　額	計
19			繰 越 金	1,059,782	6,000	1,065,782
	1		繰 越 金	1,059,782	6,000	1,065,782
		1	繰 越 金	1,059,782	6,000	1,065,782

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 繰　越　金	6,000	1 前年度繰越金

3　歳　出

（款）　7　土 木 費
（項）　2　道路橋りょう費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
7			土 木 費	2,092,254	6,000	2,098,254		6,000
	2		道路橋りょう費	511,227	6,000	517,227		6,000
		1	道路維持費	223,572	6,000	229,572		6,000

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
13 委　託　料	6,000	融雪剤散布	道路維持事業　6,000

議第１号

美濃加茂市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例について

美濃加茂市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を下記のとおり制定する。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、消費者安全法（平成２１年法律第５０号。以下「法」という。）第１０条の２第１項の規定に基づき、消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

（公示）

第２条　市長は、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) センターの名称及び住所

(2) 法第８条第２項第１号及び第２号の事務を行う日及び時間

（センター長及び職員）

第３条　センターには、センターの事務を掌理するセンター長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

（消費生活相談員の配置）

第４条　センターには、法第１０条の３第１項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止等の一部を改正する等の法律（平成２６年法律第７１号）附則第３条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）又は同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者を消費生活相談員として置くものとする。

（人材及び処遇の確保）

第５条　センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の

専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

（職員に対する研修）

第６条　センターは、当該センターにおいて法第８条第２項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

（情報の安全管理）

第７条　センターは、法第８条第２項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第２号

美濃加茂市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例について

美濃加茂市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例を下記のとおり制定する。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第４７条第１項第１号、第７９条第２項第１号（法第７９条の２第４項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第８１条第１項及び第２項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定及び指定居宅介護支援の事業の人員並びに運営等に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号）の例による。

（基本方針）

第３条　指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

２　指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

３　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第４１条第１項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）に不当に偏ることの

ないよう、公正中立に行われなければならない。

４　指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３条）第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

（法第７９条第２項第１号の条例で定める者）

第４条　指定居宅介護支援事業者の指定又は指定の更新に関する基準として法第７９条第２項第１号の条例で定める者は、法人とする。

（介護支援専門員の員数）

第５条　指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに１以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって、常勤であるものを置かなければならない。

２　前項に規定する員数の基準は、利用者の数が３５又はその端数を増すごとに１とする。

（管理者）

第６条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

２　前項の管理者は、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６６第１号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

３　第１項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第７条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第２１条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を文書により得なければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第３条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

３　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじ

め、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4　指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、第６項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。以下同じ。）その他情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第１項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5　前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6　指定居宅介護支援事業者は、第４項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第４項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7　前項の承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が

再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第８条　指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第９条　指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第１０条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要介護認定の有無及び有効期間を確かめるものとする。

（要介護認定の申請に係る援助）

第１１条　指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

３　指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の３０日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第１２条　指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（利用料等の受領）

第１３条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第４６条第４項の規定により居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、

それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

３　指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第１４条　指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第１項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定居宅介護支援の基本取扱方針）

第１５条　指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第１６条　指定居宅介護支援の方針は、第３条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第２４条第２項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明

らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

(7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象になるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

(11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第２４条第１項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状

況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(14) 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア　少なくとも１月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ　少なくとも１月に１回、モニタリングの結果を記録すること。

(15) 指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア　要介護認定を受けている利用者が法第２８条第２項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ　要介護認定を受けている利用者が法第２９条第１項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第３号から第１２号までの規定は、第１３号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に当該回数以上の訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該計画を市に届け出なければならない。

(21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て

主治の医師等の意見を求めなければならない。

(22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

(24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

(25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

(26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第７３条第２項に規定する認定審査会意見又は法第３７条第１項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同条第１項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

(28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者及び当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第１１５条の２３第３項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を懸案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護

支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第１１５条の４８第４項の規定に基づき、同条第１項に規定する会議から、同条第２項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第１７条　指定居宅介護支援事業者は、毎月、市（法第４１条第１０項の規定により同条第９項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第４１条第６項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第１８条　指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市への通知）

第１９条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第２０条　指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

２　指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に第７条から第３２条までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第２１条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 苦情に対応するために講ずる措置に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第２２条　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。

３　指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（設備及び備品等）

第２３条　指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（従業者の健康管理）

第２４条　指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（掲示）

第２５条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持）

第２６条　指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第２７条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等）

第２８条　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅管理事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

２　指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

３　指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第２９条　指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第６項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第２３条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

４　指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

５　指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第４１条第１項に規定する指定居宅サービス又は法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

６　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に

関して国民健康保険団体連合会が行う法第１７６条第１項第３号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

７　指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第３０条　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

３　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第３１条　指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

（記録の整備）

第３２条　指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その提供した日（第２号に掲げる記録にあっては、当該指定居宅介護支援を提供した日の属する月の翌々月の末日）から５年間保存しなければならない。

(1) 第１６条第１３号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア　居宅サービス計画

イ　第１６条第７号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ　第１６条第９号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ　第１６条第１４号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第１９条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第２９条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第３０条第２項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第３３条　第４条から前条までの規定（第２９条第６項及び第７項を除く。）は、

基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第７条第１項中「第２１条」とあるのは「第３３条において準用する第２１条」と、第１３条第１項中「指定居宅介護支援（法第４６条第４項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第４７条第３項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、第１６条第２０号の規定は、平成３０年１０月１日から施行する。

（管理者に係る経過措置）

２　平成３０年４月１日から平成３３年３月３１日までの間は、第６条第２項の規定に関わらず、介護支援専門員を第６条第１項に規定する管理者とすることができる。

議第３号

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和２９年美濃加茂市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（管理職手当）	（管理職手当）
第９条の３　（略）	第９条の３　（略）
２　前項の管理職手当の額は、その管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の１００分の２５を超えてはならない。	２　前項の管理職手当の額は、その管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の１００分の１５を超えてはならない。
（勤務１時間当たりの給与額の算出）	（勤務１時間当たりの給与額の算出）
第１８条　勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。	第１８条　勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたもので除して得た額とする。
２　前項の規定にかかわらず、特殊勤務手当条例に規定する特殊勤務手当のうち市の規則で定めるもの（以下この項において「手当」という。）の支給対象となる勤務に従事した場合の勤務１時間当たりの給与額	２　前項の規定にかかわらず、特殊勤務手当条例に規定する特殊勤務手当のうち市の規則で定めるもの（以下この項において「手当」という。）の支給対象となる勤務に従事した場合の勤務１時間当たりの給与額

は、前項に定める勤務１時間当たりの給与額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。 (1) 月額で定められている手当の支給を受けているときは、その手当の月額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額 (2)　（略）	は、前項に定める勤務１時間当たりの給与額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。 (1) 月額で定められている手当の支給を受けているときは、その手当の月額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたもので除して得た額 (2)　（略）

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議第４号

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年美濃加茂市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（損害補償を受ける権利） 第２条　非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合、又は消防法第２５条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法第３６条第８項において準用する場合を含む。）若しくは第２９条第５項（同法第３０条の２及び第３６条第８項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第３５条の１０第１項の規定により、救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第２４条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第６５条第１項（同条第３	（損害補償を受ける権利） 第２条　非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合、又は消防法第２５条第１項若しくは第２項（同法第３６条において準用する場合を含む。）若しくは第２９条第５項（同法第３０条の２及び第３６条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第３５条の１０第１項の規定により、救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第２４条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第６５条第１項（同条第３項（原子力災害対策特別措置法

項（原子力災害対策特別措置法第２８条第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第２８条第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第６５条第２項において準用する同法第６３条第２項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。	第２８条第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第２８条第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第６５条第２項において準用する同法第６３条第２項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。
（補償基礎額）	（補償基礎額）
第５条　（略）	第５条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第１号又は第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１	３　次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第１号に該当する扶養親族については３３３円を、第２号に該当する扶養親族については１人

７円を、第２号に該当する扶養親族については１人につき３３３円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。 (1)～(6)　（略） ４　（略）	につき２６７円（非常勤消防団員等に第１号に該当する者がない場合には、そのうち１人については３３３円）を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円（非常勤消防団員等に第１号に該当する者及び第２号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち１人については３００円）を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。 (1)～(6)　（略） ４　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例第５条第３項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例第４条に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号イに規定する障害補償年金及び同条第６号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第５号

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（平成２３年美濃加茂市条例第２号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表（第１条―第４条関係）
２　教育委員会の附属機関
<table>
<tr><th>附属機関名</th><th>所掌事項</th><th>委員の構成</th><th>委員の定数</th><th>委員の任期</th></tr>
<tr><td colspan="5">（略）</td></tr>
<tr><td>美濃加茂市教育支援委員会</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>別表（第１条―第４条関係）
２　教育委員会の附属機関
<table>
<tr><th>附属機関名</th><th>所掌事項</th><th>委員の構成</th><th>委員の定数</th><th>委員の任期</th></tr>
<tr><td colspan="5">（略）</td></tr>
<tr><td>美濃加茂市障害児就学指導委員会</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議第６号

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４２年美濃加茂市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（支給の方法） 第３条　（略） ２～４　（略） ５　年額により報酬の額を定められている特別職の職員の報酬の計算期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとし、報酬は、毎年３月３１日までに支給する。 ６　前項の規定にかかわらず、年額により報酬の額を定められている特別職の職員の報酬の支給の始期又は終期が前項の計算期間の中途となる場合の報酬については、年額を１２で除して得た額をもつて、月額による報酬の額を定められているものとした場合における議会の議員の報酬の例によるものとし、その支給方法は議会の議員の報酬の例による。ただし、支給日は別に市長が定める。 ７　時間額により報酬の額を定められている	（支給の方法） 第３条　（略） ２～４　（略） ５　年額により報酬の額を定められている特別職の職員の報酬の支給の始期及び終期は年額を１２で除して得た額をもつて月額による報酬の額を定められているものとした場合における議会の議員の報酬の例によるものとし、その支給方法は議会の議員の報酬の例による。ただし、支給日は別に市長が定める。

特別職の職員の報酬の支給方法は、日額により報酬の額を定められている特別職の職員の報酬の例による。

（費用弁償）

第５条　（略）

２　特別職の職員が職務を行うために会議等に出席したときは、その者の住所又は居所から会議等の場所までの通勤に要する費用として、規則で定めるところにより、費用弁償として支給することができる。

３　第３条第１項及び第２項の規定は、前項の費用弁償について準用する。

４　前３項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する費用弁償については、一般職の職員の旅費の例による。

別表（第２条、第５条関係）

区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償
（略）			
スポーツ推進委員	（略）	年額　６６，０００円	（略）
（略）			
保健衛生事業に伴う医師等 就学時健診 医師・歯科医師	（略）	時間額１３，０００円（１人当たり１６７円を加算す	（略）

（費用弁償）

第５条　（略）

２　前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する費用弁償については、一般職の職員の旅費の例による。

別表（第２条、第５条関係）

区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償
（略）			
スポーツ推進委員	（略）	年額　４８，０００円	（略）
（略）			
保健衛生事業に伴う医師等 就学時健診 医師・歯科医師	（略）	時間額１３，０００円（１人当たり１６６円を加算す	（略）

		る。）	
看護師・歯科衛生士		（略）	
校医手当（医師・歯科師）			
３００人以下の小中学校		（略）	
３０１人以上５００人以下の小中学校		（略）	
５０１人以上の小中学校		（略）	
校医手当（薬剤師）		（略）	
校医手当（眼科医）		時間額１３，０００円（健診時においては、１人当たり１６７円を加算する。）	
環境美化推進員	（略）	年額　２４，０００円	
（略）			

		る。）	
看護師・歯科衛生士		（略）	
校医手当（医師・歯科師）			
３００人以下の小中学校		（略）	
３０１人以上５００人以下の小中学校		（略）	
５０１人以上の小中学校		（略）	
校医手当（薬剤師）		（略）	
校医手当（眼科医）		時間額１３，０００円（健診時においては、１人当たり１６６円を加算する。）	
環境美化推進員	（略）	月額　２，０００円	
（略）			

美濃加茂市教育支援委員会委員	（略）	（略）	（略）
（略）			
育児支援訪問員	（略）	時間額 ８３０円	（略）

美濃加茂市障害児就学指導委員会委員	（略）	（略）	（略）
（略）			
育児支援訪問員	（略）	時間額 ８００円	（略）

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議第７号

美濃加茂市消防団条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市消防団条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市消防団条例の一部を改正する条例

美濃加茂市消防団条例（平成４年美濃加茂市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（支給方法） 第１３条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、費用弁償の支給については、複数の月分を合算して市長の定める日に支給することができる。	（支給方法） 第１３条　（略）

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議第８号

美濃加茂市小口融資条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市小口融資条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市小口融資条例の一部を改正する条例

美濃加茂市小口融資条例（平成９年美濃加茂市条例第１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（申込人の資格） 第４条　この条例に基づく融資の申込みの資格を有する中小企業者は、次の要件を備える者とする。 (1)～(4)　（略） (5)　前号の課税要件が満たされていない者で、次に該当する場合は、この条例による取扱いを認める。この場合においても第１号から第３号までの要件を備えていなければならない。 イ　（略） ロ　法人にあっては、申込みの日以前２年間に納期が到来した市民税（均等割）の課税がある者	（申込人の資格） 第４条　この条例に基づく融資の申込みの資格を有する中小企業者は、次の要件を備える者とする。 (1)～(4)　（略） (5)　前号の課税要件が満たされていない者で、次に該当する場合は、この条例による取扱いを認める。この場合においても第１号から第３号までの要件を備えていなければならない。 イ　（略） ロ　法人にあっては、申込みの日以前２年間に納期が到来した市民税（均等割）の課税があって、代表者が連帯保証人となる者 （損失補償） 第６条　市は、この条例に基づく中小企業者の借入金（平１８年３月３１日以前のものに限る。）につき協会が代位弁済した場合には、

	その元金相当額の１０分の１の金額を協会に対して損失補償金として交付する。 ２　市が交付する損失補償金の金額は、協会が毎年２月１６日から翌年２月１５日までに代位弁済した額に前項の率を乗じて得た額とする。 ３　損失補償を行う期間、限度額及び手続等については、協会と別に定める契約によるものとする。 ４　協会は、損失補償の対象となった代位弁済金の全部又は一部を回収した場合は、毎年２月１６日から翌年２月１５日までの回収額に対し、第１項の率を乗じて得た額を、市に納付しなければならない。 ５　代位弁済から５年を経過した後の回収金については、前項の規定にかかわらず、協会は、市に納付することを要しない。
（融資の条件） 第６条　この条例に基づく融資の条件は、次に定めるところによる。 (1) 貸付限度額　一の中小企業者につき２，０００万円。ただし、他に協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）がある場合には、当該残高との合計で２，０００万円の範囲内となる新規保証に限る。 (2)・(3)　（略） (4) 貸付期間　１２０月以内 (5)　（略） (6) 連帯保証人　協会の定めるところによる。 (7)・(8)　（略） （審査委員会） 第７条　（略） （審査）	（融資の条件） 第７条　この条例に基づく融資の条件は、次に定めるところによる。 (1) 貸付限度額　一の中小企業者につき１，２５０万円。ただし、他に協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）がある場合には、当該残高との合計で１，２５０万円の範囲内となる新規保証に限る。 (2)・(3)　（略） (4) 貸付期間　９６月以内 (5)　（略） (6) 連帯保証人　原則として要しない。ただし、第４条第５号ロに該当する場合を除く。 (7)・(8)　（略） （審査委員会） 第８条　（略） （審査）

第８条　（略） （委員会の組織） 第９条　（略） （報告の義務） 第１０条　（略） （委任） 第１１条　（略）	第９条　（略） （委員会の組織） 第１０条　（略） （報告の義務） 第１１条　（略） （委任） 第１２条　（略）

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議第９号

美濃加茂市情報公開条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市情報公開条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市情報公開条例の一部を改正する条例

美濃加茂市情報公開条例（平成１１年美濃加茂市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第２条　この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1) 実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び公営企業をいう。 (2) 公文書　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。 (3)　（略）	（定義） 第２条　この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1) 実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。 (2) 公文書　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）で、当該実施機関が管理しているものをいう。 (3)　（略）
（公開請求権） 第５条　何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該機関の保有する公	（公開請求権） 第５条　何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該機関の管理する公

文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。	文書の公開を請求することができる。
（公文書の公開義務）	（公開しないことができる公文書）
第６条　実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。	第６条　実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開しないことができる。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第２項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報は除く。
ア・イ　（略）	ア・イ　（略）
ウ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報	
エ　公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職	ウ　公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職

員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報（公開することにより、当該公務員等の権利利益が著しく侵害されるおそれがあるものを除く。）	員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等という。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報（公開することにより、当該公務員等の権利利益が著しく侵害されるおそれがあるものを除く。） エ　法令等の規定に基づく許可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの
(2)の２　個人識別符号（美濃加茂市個人情報保護条例（平成１１年美濃加茂市条例第２１号）第２条第３号に規定する個人識別符号をいう。次条第２項及び第８条の２において同じ。）	
(3)　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。	(3)　法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報は除く。

	ア　法人等又は事業を営む個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から個人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報 イ　法人等又は事業を営む個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある著しい侵害から個人の財産又は市民生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報 ウ　その他公開することが公益上必要であると認められるもの
(4) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）との間における調査、研究、検討、審議等の意思形成過程における情報であって、公開することにより、公正又は適正な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの	(4) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及びこれらに準ずる団体をいう。以下同じ。）との間における調査、研究、検討、審議等の意思形成過程における情報であって、公開することにより、公正又は適正な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの
(5)・(6)　（略）	(5)・(6)　（略）
(7) 公開することにより、人の生命、健康、生活、財産等の保護その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報	(7) 公開することにより、個人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報
（公文書の部分公開） 第７条　実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。	（公文書の部分公開） 第７条　実施機関は、公文書に前条の規定により公開しないことができる情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、公開しないことができる情報に関する部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、公開請求の趣旨が損なわれない程度に合理的に分離できるときは、公開しないことができる情報に関する部分を除いて、当該公文書を公開しなければならない。

２　公開請求に係る公文書に前条第２号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。		
（公開請求の手続） 第８条　公開請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。ただし、公開請求に係る公文書が、実施機関が公開請求書の提出を要しないと認めた公文書であるときは、この限りでない。 (1)～(3)　（略） ２　実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。	（公開請求の手続） 第８条　公文書の公開を請求しようとするものは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。ただし、請求に係る公文書が、実施機関が請求書の提出を要しないと認めた公文書であるときは、この限りでない。 (1)～(3)　（略）	
（公益上の理由による裁量的公開） 第８条の２　実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第６条第１号に該当する情報及び個人識別符号を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。 （公文書の存否に関する情報） 第８条の３　公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答える		

だけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。	
（公開の決定）	（公開の決定）
第９条　実施機関は、第８条第１項の規定による公開請求書の提出があったときは、当該公開請求書を受け付けた日から起算して１５日以内に、公文書の全部若しくは一部を公開する旨の決定、公文書を公開しない旨の決定、前条の規定により公開請求を拒否する旨の決定又は公開請求に係る公文書を保有していない旨の決定（以下「公開決定等」と総称する。）をしなければならない。ただし、同条第２項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	第９条　実施機関は、前条の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書を受け付けた日から起算して１５日以内に、当該請求に係る公文書を公開する旨又は公開しない旨の決定をしなければならない。
２　実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに、書面により当該決定の内容を、公開請求者に通知しなければならない。ただし、当該公開請求書を受け付けた日に、請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定をし、当該公文書を公開するときは、この限りでない。	２　実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに、書面により当該決定の内容を、請求書を提出したもの（以下「請求者」という。）に通知しなければならない。ただし、当該請求書を受け付けた日に、請求に係る公文書の公開をする旨の決定をし、当該公文書を公開するときは、この限りでない。
３　実施機関は、やむを得ない理由により、第１項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該公開請求書を受け付けた日から起算して６０日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により延長する理由及び期間を公開請求者に通知しなければならない。	３　実施機関は、やむを得ない理由により、第１項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求書を受け付けた日から起算して６０日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により延長する理由及び期間を請求者に通知しなければならない。
４　実施機関は、公文書の全部を公開する旨の決定以外の公開決定等をしたときは、第２項に規定する書面にその理由を記さなければ	４　実施機関は、公文書の公開をしない旨の決定（第７条の規定に基づき、公開請求に係る公文書の一部を公開しないこととする場合

ならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該書面にその期日を併せて記載するものとする。

（公開決定等の期限の特例）

第９条の２　公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求書を受け付けた日から起算して６０日以内にその全てについて公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第９条の３　公開請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対の当該公開しない旨の決定を含む。）をしたときは、第２項に規定する書面にその理由を記さなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該書面にその期日を併せて記載するものとする。

５　実施機関は、第１項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に当該実施機関以外の者に関する情報が記録されているときは、必要に応じて、あらかじめ当該実施機関以外の者の意見を聴くことができる。

し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 ２　実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開する旨の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第６条第２号ウ又は同条第３号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第８条の２の規定により公開しようとするとき。 ３　実施機関は、前２項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも１４日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第１２条第１項第２号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。	
（公開の方法） 第１０条　実施機関は、公開決定をしたとき（前条第３項の規定による場合を除く。）は、速やかに、公開請求者に対し当該公文書の公	（公開の方法） 第１０条　実施機関は、公文書の公開をする旨の決定をしたときは、速やかに、請求者に対し当該公文書の公開をしなければならない。

開をしなければならない。	
２　公文書の公開は、実施機関が第９条第２項に規定する通知の際に指定する日時及び場所で行うものとする。	２　公文書の公開は、実施機関が前条第２項に規定する通知の際に指定する日時及び場所で行うものとする。
３　実施機関は、公文書を公開することにより、当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、第７条の規定により公文書の部分公開をするときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより公文書の公開をすることができる。	３　実施機関は、公文書を公開することにより、当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、第７条の規定により公文書の部分公開をするとき、その他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより公文書の公開をすることができる。
（費用負担）	（費用負担）
第１１条　（略）	第１１条　（略）
２　公文書の写しの交付を行う場合における当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。	２　公文書の写しの交付を行う場合における当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。
（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）	（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）
第１１条の２　公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）第９条第１項本文の規定は、適用しない。	第１１条の２　公文書の公開の請求について実施機関が行った決定又は公文書の公開の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）第９条第１項本文の規定は、適用しない。
（審査請求があった場合の手続）	（審査請求があった場合の手続）
第１２条　実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為に関し、審査請求があった場合は、次に掲げる場合を除き、遅滞なく美濃加茂市情報公開審査会に諮問し、その答申を経て当該審査請求に対する裁決をしなければならない。	第１２条　実施機関は、公文書の公開の請求について実施機関が行った決定又は公文書の公開の請求に係る不作為に関し、審査請求があった場合は、次に掲げる場合を除き、遅滞なく美濃加茂市情報公開審査会に諮問し、その答申を経て当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開する	(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開する

こととする場合（第三者から当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）	こととする場合（第三者から当該公文書の公開について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。）
２　（略）	２　（略）
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続） 第１２条の２　第９条の３第３項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決 (2) 公開請求者からの審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人（法第１３条第４項に規定する参加人をいう。第１４条第４項において同じ。）が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）	
（情報公開審査会）	（情報公開審査会）
第１３条　第１２条に規定する諮問に応じて調査審議し、かつ、法第８１条の規定により、その権限に属させられた事項を処理するための機関として美濃加茂市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。	第１３条　前条に規定する諮問に応じて調査審議し、かつ、法第８１条の規定により、その権限に属させられた事項を処理するための機関として美濃加茂市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。
２～６　（略）	２～６　（略）
（審査会の調査権限）	（審査会の調査権限）
第１４条　（略）	第１４条　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　審査会は、第１項及び前項に定めるもののほか、諮問された事案（以下「事件」という。）に関し、審査請求人、参加人及び諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、参考人に陳述を求め、又は鑑定をさせ、その他必要な調査をす	４　審査会は、第１項及び前項に定めるもののほか、諮問された事案（以下「事件」という。）に関し、審査請求人、参加人（法第１３条第４項に規定する参加人をいう。）及び諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、参考人に陳述

ることができる。 （情報公開の総合的な推進） 第１６条の２　市は、情報の公表及び情報の提供の拡充を図るとともに、公文書の公開制度の円滑な運用を図り、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。 （情報の公表） 第１６条の３　実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報を公表することについて法令等で別段の定めがあるときは、この限りでない。 (1) 市の基本計画その他の重要な計画の内容 (2) 市の主な事業の内容 (3) その他実施機関が定める事項	を求め、又は鑑定をさせ、その他必要な調査をすることができる。
（情報の提供） 第１６条の４　実施機関は、前条に規定するもののほか、市政に関する情報を、多様な媒体の活用等により、市民に積極的に提供するよう努めるとともに、市民の求めに応じ、当該情報を迅速かつ簡易な手続により提供するよう努めなければならない。	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の美濃加茂市情報公開条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第５条の規定により公文書の公開の請求をされているもののうち、改正前の条例第９条の規定による処分のなされていないものについては、なお従前の例による。

議第１０号

美濃加茂市部設置条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市部設置条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市部設置条例の一部を改正する条例

美濃加茂市部設置条例（平成１２年美濃加茂市条例第１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（事務分掌） 第２条　部の主な事務分掌は、次のとおりとする。 (1)～(3)　（略） (4) 建設水道部 ア～カ　（略） キ　企業誘致に関すること。 (5)・(6)　（略）	（事務分掌） 第２条　部の主な事務分掌は、次のとおりとする。 (1)～(3)　（略） (4) 建設水道部 ア～カ　（略） (5)・(6)　（略）

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議第１１号

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

美濃加茂市国民健康保険条例（平成１２年美濃加茂市条例第９号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第１章　この市が行う国民健康保険（第１条） 第２章　美濃加茂市国民健康保険運営協議会（第１条の２―第３条） 第３章　保険給付（第４条―第６条） 第４章　保健事業（第７条・第８条） 第５章　保険料（第９条―第３９条） 第６章　罰則（第４０条―第４３条） 附則 第２章　美濃加茂市国民健康保険運営協議会 （設置） 第１条の２　国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号。以下「法」という。）第１１条の規定に基づき、美濃加茂市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。 （協議会の委員の定数）	目次 第１章　この市が行う国民健康保険（第１条） 第２章　国民健康保険運営協議会（第２条・第３条） 第３章　保険給付（第４条―第６条） 第４章　保健事業（第７条・第８条） 第５章　保険料（第９条―第３９条） 第６章　罰則（第４０条―第４３条） 附則 第２章　国民健康保険運営協議会 （国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第２条　協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。	第２条　国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
（一部負担金）	（一部負担金）
第４条　保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。	第４条　保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
(4) 法第４２条第１項第４号の規定が適用される者である場合　１０分の３	(4) 国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号。以下「法」という。）第４２条第１項第４号の規定が適用される者である場合　１０分の３
（保険料の賦課額）	（保険料の賦課額）
第１０条　保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和３３年政令第３６２号）第２９条の７第１項第１号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第２９条の７第１項第２号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第２９条の７第１項第３号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第２９条の７第１項第３号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。	第１０条　保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和３３年政令第３６２号）第２９条の７第１項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。
（一般被保険者に係る基礎賦課総額）	（一般被保険者に係る基礎賦課総額）
第１１条　保険料の賦課額のうち一般被保険	第１１条　保険料の賦課額のうち一般被保険

者（法附則第７条第１項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第３２条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ　療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

ロ　国民健康保険事業費納付金（法附則第２２条の規定により読み替えられた法第７５条の７第１項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（岐阜県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成９年法律

者（法附則第７条第１項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第３２条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、法第８１条の２第１項第１号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第２項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第１項第２号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第２項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の２分の１に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢

第１２３号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ハ　法第８１条の２第４項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

ニ　法第８１条の２第９項第２号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

ホ　保健事業に要する費用の額

ヘ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに岐阜県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2)　当該年度における次に掲げる額の合算額

イ　法第７４条の規定による補助金の額

ロ　法附則第２２条の規定により読み替えられた第７５条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納

者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第７条第１項第２号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

(2)　当該年度における法第７０条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに介

付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ハ　法第７５条の２第１項の国民健康保険保険給付費等交付金（ニにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第２２条の規定により読み替えられた法第７０条第１項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

ニ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第７２条の３第１項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（一般被保険者に係る基礎賦課額）

第１２条　保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保

護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第７２条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第７２条の２の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の給付に要する費用に係るものを除く。）、法第７２条の５の規定による負担金、法第７４条の規定による補助金、法第７５条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第８１条の２第１項の規定による交付金並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第７２条の３第１項の規定による繰入金及び法附則第７条第１項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）を除く。）の額の合算額

（一般被保険者に係る基礎賦課額）

第１２条　保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯

険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。	を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。
	（一般被保険者に係る基礎賦課額の資産割額の算定）
第１４条　削除	第１４条　第１２条の資産割額は、一般被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額（以下「土地及び家屋に係る固定資産税額」という。）に、次条の資産割の保険料率を乗じて算定する。
（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）	（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）
第１５条　一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	第１５条　一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
(1) 所得割　基礎賦課総額の１００分の５０に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第２９条の７第２項第４号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和３３年省令第５３号）第３２条の９に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数	(1) 所得割　基礎賦課総額の１００分の４５に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第２９条の７第２項第４号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和３３年省令第５３号）第３２条の９に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
	(2) 資産割　基礎賦課総額の１００分の１０に相当する額を前条に規定する土地及び家屋に係る固定資産税額（国民健康保険法施行令第２９条の７第２項第７号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第３２条の９に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
(2) 被保険者均等割　基礎賦課総額の１００分の３５に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の２箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額	(3) 被保険者均等割　基礎賦課総額の１００分の３０に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割　イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した額 イ　ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の１００分の１５に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の２箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第６条第８号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に２分の１を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に４分の１を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 ロ・ハ　（略）	(4) 世帯別平等割　イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した額 イ　ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の１００分の１５に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第６条第８号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に２分の１を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に４分の１を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 ロ・ハ　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
（退職被保険者等に係る基礎賦課額） 第１６条　保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額	（退職被保険者等に係る基礎賦課額） 第１６条　保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割

及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。	額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。
	（退職被保険者等に係る基礎賦課額の資産割額の算定）
第１８条　削除	第１８条　第１６条の資産割額は、退職被保険者等に係る当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産税額に、第１５条の資産割の保険料率を乗じて算定する。
（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）	（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）
第１９条の２　第１６条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	第１９条の２　第１６条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 次号又は第３号に掲げる世帯以外の世帯　第１５条第１項第３号イに定めるところにより算定した額	(1) 次号又は第３号に掲げる世帯以外の世帯　第１５条第１項第４号イに定めるところにより算定した額
(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）　第１５条第１項第３号ロに定めるところにより算定した額	(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）　第１５条第１項第４号ロに定めるところにより算定した額
(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）　第１５条第１項第３号ハに定めるところにより算定した額	(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）　第１５条第１項第４号ハに定めるところにより算定した額
（基礎賦課限度額）	（基礎賦課限度額）
第２０条　第１２条又は第１６条の基礎賦課	第２０条　第１２条又は第１６条の基礎賦課

額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第１２条の基礎賦課額と第１６条の基礎賦課額との合算額をいう。第２９条及び第３２条第１項において同じ。）は、５８万円を超えることができない。	額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第１２条の基礎賦課額と第１６条の基礎賦課額との合算額をいう。第２９条及び第３２条第１項において同じ。）は、５４万円を超えることができない。
（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）	（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）
第２０条の２　保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第３２条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。	第２０条の２　保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第３２条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、岐阜県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）	(1) 当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額
(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 イ　法附則第２２条の規定により読み替えられた法第７５条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額	(2) 当該年度における法第７０条の規定による負担金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第７２条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第７２条の２の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第７５条

ロ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第７２条の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額	の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第７２条の３第１項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。）の額の合算額
（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）	（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）
第２０条の３　保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。	第２０条の３　保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。
	（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の資産割額の算定）
第２０条の５　削除	第２０条の５　第２０条の３の資産割額は、一般被保険者に係る当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産税額に、次条の資産割の保険料率を乗じて算定する。
（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）	（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）
第２０条の６　一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとお	第２０条の６　一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとお

りとする。

(1) 所得割　後期高齢者支援金等賦課総額の１００分の５０に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第２９条の７第３項第４号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第３２条の９に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割　後期高齢者支援金等賦課総額の１００分の３５に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の２箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割　イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した額

イ　ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯
後期高齢者支援金等賦課総額の１００分の１５に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の２箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に２分の１を乗じて得た数と特定継続世帯の数に４分の１を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得

りとする。

(1) 所得割　後期高齢者支援金等賦課総額の１００分の４５に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第２９条の７第３項第４号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第３２条の９に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 資産割　後期高齢者支援金等賦課総額の１００分の１０に相当する額を前条に規定する土地及び家屋に係る固定資産税額（国民健康保険法施行令第２９条の７第３項第６号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第３２条の９に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(3) 被保険者均等割　後期高齢者支援金等賦課総額の１００分の３０に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

(4) 世帯別平等割　イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した額

イ　ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯
後期高齢者支援金等賦課総額の１００分の１５に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に２分の１を乗じて得た数と特定継続世帯の数に４分の１を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

た額	
ロ・ハ　（略）	ロ・ハ　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額）	（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額）
第２０条の７　保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。	第２０条の７　保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。
	（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の資産割額の算定）
第２０条の９　削除	第２０条の９　第２０条の７の資産割額は、退職被保険者等に係る当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産税額に、第２０条の６の資産割の保険料率を乗じて算定する。
（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定）	（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定）
第２０条の１１　第２０条の７の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	第２０条の１１　第２０条の７の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 次号又は第３号に掲げる世帯以外の世帯　第２０条の６第１項第３号イに定めるところにより算定した額	(1) 次号又は第３号に掲げる世帯以外の世帯　第２０条の６第１項第４号イに定めるところにより算定した額
(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）　第２０条の６第１	(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）　第２０条の６第１

項第３号ロに定めるところにより算定した額	項第４号ロに定めるところにより算定した額
(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）　第２０条の６第１項第３号ハに定めるところにより算定した額	(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）　第２０条の６第１項第４号ハに定めるところにより算定した額
（介護納付金賦課総額）	（介護納付金賦課総額）
第２１条　保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第３２条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。	第２１条　保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第３２条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）	(1) 当該年度における介護納付金の納付に要する費用の額
(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 イ　法附則第２２条の規定により読み替えられた法第７５条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額	(2) 当該年度における法第７０条の規定による負担金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第７２条の規定による調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第７２条の２の規定による都道府県調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第７５条の規定による補助金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限

ロ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第７２条の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額	る。）及び貸付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（介護納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第７２条の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額の合算額
（介護納付金賦課額） 第２２条　保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。	（介護納付金賦課額） 第２２条　保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。
第２４条　削除	（介護納付金賦課額の資産割額の算定） 第２４条　第２２条の資産割額は、介護納付金賦課被保険者に係る当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産税額に、次条の資産割の保険料率を乗じて算定する。
（介護納付金賦課額の保険料率） 第２５条　介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割　介護納付金賦課総額の１００分の５０に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第２９条の７第４項第４号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第３２条の１０に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数	（介護納付金賦課額の保険料率） 第２５条　介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割　介護納付金賦課総額の１００分の４５に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第２９条の７第４項第４号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第３２条の１０に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数 (2) 資産割　介護納付金賦課総額の１００分の１０に相当する額を介護納付金賦課

	被保険者に係る土地及び家屋に係る固定資産税額（国民健康保険法施行令第２９条の７第４項第６号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第３２条の１０に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
(2) 被保険者均等割　介護納付金賦課総額の１００分の３５に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の２箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額	(3) 被保険者均等割　介護納付金賦課総額の１００分の３０に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額
(3) 世帯別平等割　介護納付金賦課総額の１００分の１５に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の２箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額	(4) 世帯別平等割　介護納付金賦課総額の１００分の１５に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数で除して得た額
２・３　（略）	２・３　（略）
（保険料の減額）	（保険料の減額）
第３２条　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第１２条又は第１６条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が５８万円を超える場合には、５８万円）とする。	第３２条　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第１２条又は第１６条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が５４万円を超える場合には、５４万円）とする。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第３１４条の２第２項に掲げる金額に、２７万５千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生	(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第３１４条の２第２項に掲げる金額に、２７万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した

した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの	場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの
イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額	イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
(3) 第１号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第３１４条の２第２項に掲げる金額に、５０万円に当該年度の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯の属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前各号に該当する者以外のもの	(3) 第１号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第３１４条の２第２項に掲げる金額に、４９万円に当該年度の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯の属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前各号に該当する者以外のもの
イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額	イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
２　（略）	２　（略）
３　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第	３　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第

１２条又は第１６条」とあるのは「第２０条の３又は第２０条の７」と、「５８万円」とあるのは「１９万円」と、第２項中「第１５条」とあるのは「第２０条の６」と読み替えるものとする。	１２条又は第１６条」とあるのは「第２０条の３又は第２０条の７」と、「５４万円」とあるのは「１９万円」と、第２項中「第１５条」とあるのは「第２０条の６」と読み替えるものとする。
４　第１項及び第２項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第１２条又は第１６条」とあるのは「第２２条」と、「５８万円」とあるのは「１６万円」と、前項中「第１５条」とあるのは「第２５条」と読み替えるものとする。	４　第１項及び第２項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第１２条又は第１６条」とあるのは「第２２条」と、「５４万円」とあるのは「１６万円」と、前項中「第１５条」とあるのは「第２５条」と読み替えるものとする。
（特例対象被保険者等に係る届出） 第３７条の２　（略）	（特例対象被保険者等に係る届出） 第３７条の２　（略）
２　前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和５０年労働省令第３号）第１７条の２第１項第１号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。	２　前項の届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和５０年労働省令第３号）第１７条の２第１項第１号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の美濃加茂市国民健康保険条例の規定は、平成３０年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２９年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（美濃加茂市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正）

３　美濃加茂市国民健康保険財政調整基金条例（昭和５４年美濃加茂市条例第４号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（設置の目的） 第１条　美濃加茂市国民健康保険の国民健康	（設置の目的） 第１条　美濃加茂市国民健康保険の保険給付

保険事業費納付金の納付に要する費用に不足を生じたときの財源及びその他保健事業に要する費用に充当するため、美濃加茂市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。	に要する費用（以下「保険給付費」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び同法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に不足を生じたときの財源並びにその他保健事業に要する費用に充当するため、美濃加茂市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。
（積立て） 第２条　（略）	（積立て） 第２条　（略）
２　基金の総額は、前年度の保険給付費に要する費用の総額の４分の１を限度とする。	２　基金の総額は、前年度の保険給付費、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金並びにその他保健事業に要する費用の総額の４分の１を限度とする。

議第１２号

美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例

美濃加茂市介護保険条例（平成１２年美濃加茂市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（保険料率） 第２条　平成３０年度から平成３２年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者（介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第９条第１号に規定する第１号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）第３９条第１項第１号に掲げる者　３２，４００円 (2) 令第３９条第１項第２号に掲げる者　４１，１４０円 (3) 令第３９条第１項第３号に掲げる者　４７，６２０円 (4) 令第３９条第１項第４号に掲げる者　５５，０８０円	（保険料率） 第２条　平成２７年度から平成２９年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者（介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第９条第１号に規定する第１号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）第３９条第１項第１号に掲げる者　３１，２００円 (2) 令第３９条第１項第２号に掲げる者　４０，５６０円 (3) 令第３９条第１項第３号に掲げる者　４６，８００円 (4) 令第３９条第１項第４号に掲げる者　５３，０４０円

(5) 令第３９条第１項第５号に掲げる者　６４，８００円	(5) 令第３９条第１項第５号に掲げる者　６２，４００円
(6) 次のいずれかに該当する者　７１，２８０円	(6) 次のいずれかに該当する者　６８，６４０円
ア　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第３８条第４項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下「合計所得金額」という。）が１２０万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	ア　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が１，２００，０００円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ　要保護者（生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第２項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第８号イ、第９号イ、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ、第１４号イ又は第１５号イに該当する者を除く。）	イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第８号イ、第９号イ、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ、第１４号イ又は第１５号イに該当する者を除く。）
(7) 次のいずれかに該当する者　８１，０００円	(7) 次のいずれかに該当する者　７８，０００円
ア　合計所得金額が２００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	ア　合計所得金額が１，９００，０００円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　（略）	イ　（略）
(8) 次のいずれかに該当する者　９７，２００円	(8) 次のいずれかに該当する者　９３，６００円
ア　合計所得金額が３００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	ア　合計所得金額が２，９００，０００円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ　（略）	イ　（略）
(9) 次のいずれかに該当する者　１０３，６８０円	(9) 次のいずれかに該当する者　９９，８４０円
ア　合計所得金額が４００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	ア　合計所得金額が４，０００，０００円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ　（略）	イ　（略）
(10) 次のいずれかに該当する者　１１３，４００円	(10) 次のいずれかに該当する者　１０９，２００円
ア　合計所得金額が５００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	ア　合計所得金額が５，０００，０００円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ　（略）	イ　（略）
(11) 次のいずれかに該当する者　１２３，１２０円	(11) 次のいずれかに該当する者　１１８，５６０円
ア　合計所得金額が６００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	ア　合計所得金額が６，０００，０００円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ　（略）	イ　（略）
(12) 次のいずれかに該当する者　１２９，６００円	(12) 次のいずれかに該当する者　１２４，８００円
ア　合計所得金額が７００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	ア　合計所得金額が７，０００，０００円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ　（略）	イ　（略）
(13) 次のいずれかに該当する者　１３６，０８０円	(13) 次のいずれかに該当する者　１２７，９２０円

ア　合計所得金額が８００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	ア　合計所得金額が８，０００，０００円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ　（略）	イ　（略）
(14) 次のいずれかに該当する者　１４９，０４０円	(14) 次のいずれかに該当する者　１３１，０４０円
ア　合計所得金額が９００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	ア　合計所得金額が９，０００，０００円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ　（略）	イ　（略）
(15) 次のいずれかに該当する者　１６２，０００円	(15) 次のいずれかに該当する者　１３４，１６０円
ア　合計所得金額が１，０００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	ア　合計所得金額が１０，０００，０００円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ　（略）	イ　（略）
(16) 前各号のいずれにも該当しない者　１７４，９６０円	(16) 前各号のいずれにも該当しない者　１３７，２８０円
２　所得の少ない第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第１号に該当する者の平成３０年度から平成３２年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、２８，１８０円とする。	２　所得の少ない第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第１号に該当する者の平成２７年度から平成２９年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、２８，０８０円とする。
（普通徴収に係る納期）	（普通徴収に係る納期）
第３条　（略）	第３条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　納期ごとの分割金額に１００円未満の端数があるとき、又はその分割金額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期又は第５条第１項の規定によって保険料を賦課した場合においては、保険料の額が確定する日までの間において到来する納期後最初の納期に係る分割金額に合算するものとし、その額に	３　納期ごとの分割金額に１００円未満の端数があるとき、又はその分割金額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期又は第５条第１項の規定によって保険料を賦課した場合においては、保険料の額が確定する日までの間において到来する納期後最初の納期に係る分割金額に合算するものとし、その額

１０円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。	に１０円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
（普通徴収の特例）	（普通徴収の特例）
第５条　保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第１号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。	第５条　保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は地方税法第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第１号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。
２　前項の規定により保険料を普通徴収する期間内において、賦課期日以後に第１号被保険者の資格の取得があった場合における当該第１号被保険者の徴収すべき保険料については、当該第１号被保険者、当該第１号被保険者の配偶者若しくは当該第１号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年度の市民税の課税非課税の別又は合計所得金額を当該第１号被保険者の賦課期日に属する年度分の当該保険料の額の算定の基礎に用いて当該保険料を算定し、当該期間内における当該第１号被保険者に係る当該期間内の保険料の額の算定は、月割りをもって行う。	２　前項の規定により保険料を普通徴収する期間内において、賦課期日以後に第１号被保険者の資格の取得があった場合における当該第１号被保険者の徴収すべき保険料については、当該第１号被保険者、当該第１号被保険者の配偶者若しくは当該第１号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年度の市民税の課税非課税の別又は地方税法第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額を当該第１号被保険者の賦課期日に属する年度分の当該保険料の額の算定の基礎に用いて当該保険料を算定し、当該期間内における当該第１号被保険者に係る当該期間内の保険料の額の算定は、月割をもって行う。
３　（略）	３　（略）
（延滞金）	（延滞金）
第９条　（略）	第９条　（略）

２　前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。	２　前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。
（保険料の徴収猶予）	（保険料の徴収猶予）
第１０条　市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、６月以内の期間を限って徴収猶予することができる。	第１０条　市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、６箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。
(1)～(5)　（略）	(1)～(5)　（略）
２　（略）	２　（略）
（保険料の減免）	（保険料の減免）
第１１条　（略）	第１１条　（略）
２　前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前７日納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の１５日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。	２　前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前７日納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の１５日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
３　（略）	３　（略）
（保険料に関する申告）	（保険料に関する申告）
第１２条　（略）	第１２条　（略）
第１５条　この市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第２０２条第１項の規定により文書その他の物件	第１５条　この市は、被保険者、第１号被保険者の配偶者若しくは第１号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第２０２条第１項の規定により文書

の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、１０万円以下の過料を科する。	その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、１０万円以下の過料を科する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の美濃加茂市介護保険条例第２条の規定は、平成３０年度以後の保険料から適用し、平成２９年度までの保険料については、なお従前の例による。

議第１３号

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年美濃加茂市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（特定教育・保育の取扱方針） 第１６条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1)　（略） (2) 認定こども園（認定こども園法第３条第１項又は第３項の認定を受けた施設及び同条第１１項の規定による公示がされたものに限る。）　次号及び第４号に掲げる事項 (3)・(4)　（略） ２　（略）	（特定教育・保育の取扱方針） 第１６条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1)　（略） (2) 認定こども園（認定こども園法第３条第１項又は第３項の認定を受けた施設及び同条第９項の規定による公示がされたものに限る。）　次号及び第４号に掲げる事項 (3)・(4)　（略） ２　（略）

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議第１４号

美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例及び美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例及び美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例及び美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第１条　美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例（平成２７年美濃加茂市条例第２号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
（延長保育料）
第１４条　（略）
２　延長保育料の額は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>対象</th><th>利用区分</th><th>延長保育料</th></tr>
<tr><td rowspan="2">あらかじめ延長保育の申出があった者</td><td>午前７時３０分から午前８時３０分まで</td><td rowspan="2">１，０００円の範囲内において、別に規則で定める額（月額）</td></tr>
<tr><td>午後４時３０分から午後６時３０分まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">緊急に延長保育を利用した者</td><td>午前７時３０分から午前８時３０分まで</td><td rowspan="2">３０分につき２００円</td></tr>
<tr><td>午後４時３０分から午後６時３</td></tr>
</table>
</td><td>
（延長保育料）
第１４条　（略）
２　延長保育料の額は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>対象</th><th>延長保育料</th></tr>
<tr><td>あらかじめ延長保育の申出があった者</td><td>１，０００円の範囲内において、別に規則で定める額</td></tr>
<tr><td>緊急に延長保育の申出があった者</td><td>３０分につき２００円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	０分まで	

３　市長は、第６条に規定する開園時間以外の時間帯での保育（以下「特別延長保育」という。）を実施したときは、当該利用者から特別延長保育に係る保育料（以下「特別延長保育料」という。）を徴収する。

４　特別延長保育料の額は、次のとおりとする。

対象	利用区分	特別延長保育料
緊急に特別延長保育を利用した者	午後６時３０分から	１５分につき５００円

５　利用者は、第２項の延長保育料及び前項の特別延長保育料を市長が定める日までに納付しなければならない。

３　利用者は、前項の延長保育料を市長が定める日までに納付しなければならない。

（美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２条　美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成２８年美濃加茂市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 保育所型認定こども園　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第３条第２項第２号の基準を満たし、同条第８項の認定を受けた施設をいう。 (2)～(6)　（略） （延長保育料）	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 保育所型認定こども園　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第３条第２項第２号の基準を満たし、同条第７項の認定を受けた施設をいう。 (2)～(6)　（略） （延長保育料）

第１５条　（略）

２　延長保育料の額は、次のとおりとする。

対象	利用区分	延長保育料
あらかじめ延長保育の申出があった者（１号認定子どもを除く。）	午前７時３０分から午前８時３０分まで	１，０００円の範囲内において、別に規則で定める額（月額）
	午後４時３０分から午後６時３０分まで	
緊急に延長保育を利用した者	午前７時３０分から午前８時３０分まで	３０分につき２００円
	午後４時３０分から午後６時３０分まで	

３　市長は、第７条に規定する開園時間以外の時間帯での保育（以下「特別延長保育」という。）を実施したときは、当該利用者から特別延長保育に係る保育料（以下「特別延長保育料」という。）を徴収する。

４　特別延長保育料の額は、次のとおりとする。

対象	利用区分	特別延長保育料
緊急に特別延長保育を利用した者	午後６時３０分から	１５分につき５００円

５　利用者は、第２項の延長保育料及び前項の特別延長保育料を市長が定める日までに納付しなければならない。

第１５条　（略）

２　延長保育料の額は、次のとおりとする。

対象	延長保育料
あらかじめ延長保育の申出があった者（１号認定子どもは除く。）	１，０００円の範囲内において、別に規則で定める額（月額）
緊急に延長保育の申出があった者	３０分につき２００円

３　利用者は、前項の延長保育料を市長が定める日までに納付しなければならない。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議第１５号

美濃加茂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例

美濃加茂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例（平成２７年美濃加茂市条例第５号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（基本方針） 第３条　地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。	（基本方針） 第３条　地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第２４条第２項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。
２　（略）	２　（略）
（職員に係る基準及び当該職員の員数） 第４条　一の地域包括支援センターが担当	（職員に係る基準及び当該職員の員数） 第４条　一の地域包括支援センターが担当

する区域における第１号被保険者の数がおおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1)・(2)　（略） (3) 主任介護支援専門員（介護支援専門員であって、省令第１４０条の６８第１項第１号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該研修を修了した日から起算して５年を経過した者にあっては、当該研修を修了した日から起算して５年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第２号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者　１人	する区域における第１号被保険者の数がおおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1)・(2)　（略） (3) 主任介護支援専門員（省令第１４０条の６８第１項第１号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修又は同項第２号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して５年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者　１人
２　（略）	２　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（美濃加茂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

２　美濃加茂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例（平成２８年美濃加茂市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附　則 この条例は、公布の日から施行する。	附　則 （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） ２　平成２５年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６８第１項第１号に規定する主任介護支援専門員

研修をいう。以下同じ。）を修了した者に対するこの条例による改正後の美濃加茂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例第４条第１項第３号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、同号中「当該研修又は同項第２号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して５年を超えない期間ごとに」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
平成２３年度までに修了した者	平成３１年３月３１日までに及び同日以降５年を超えない期間ごとに
平成２４年度及び平成２５年度に修了した者	平成３２年３月３１日までに及び同日以降５年を超えない期間ごとに

議第１６号

美濃加茂市地域包括支援センターの設置に関する条例を廃止する条例について

美濃加茂市地域包括支援センターの設置に関する条例を廃止する条例を下記のとおり制定する。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市地域包括支援センターの設置に関する条例を廃止する条例

美濃加茂市地域包括支援センターの設置に関する条例（平成２７年美濃加茂市条例第９号）は、廃止する。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議第１７号

平成２９年度美濃加茂市一般会計補正予算（第１１号）

平成２９年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第１１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２５６，７９４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２２，１４０，３４０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の変更は、「第２表　継続費補正」による。

（繰越明許費）

第３条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第３表　繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

第 1 表　歳入歳出予算補正

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
14　国庫支出金		2,284,879	70,000	2,354,879
	2　国庫補助金	291,224	70,000	361,224
15　県支出金		1,258,034	5,307	1,263,341
	2　県補助金	366,958	5,307	372,265
16　財産収入		1,039,341	31,986	1,071,327
	1　財産運用収入	51,404	31,986	83,390
17　寄附金		967,328	30	967,358
	1　寄附金	967,328	30	967,358
19　繰越金		1,065,782	81,471	1,147,253
	1　繰越金	1,065,782	81,471	1,147,253
21　市　債		1,073,000	68,000	1,141,000
	1　市　債	1,073,000	68,000	1,141,000
歳　入　合　計		21,883,546	256,794	22,140,340

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　総 務 費		4,550,283	45,140	4,595,423
	1　総務管理費	4,066,370	45,140	4,111,510
3　民 生 費		7,152,053	45,369	7,197,422
	1　社会福祉費	3,724,192	25,643	3,749,835
	2　児童福祉費	3,063,123	7,761	3,070,884
	3　生活保護費	364,538	11,965	376,503
5　農林業費		641,354	61	641,415
	1　農 業 費	427,815	61	427,876
9　教 育 費		2,620,592	166,224	2,786,816
	2　小学校費	580,408	15,152	595,560
	3　中学校費	100,502	42,104	142,606
	5　社会教育費	506,537	8,968	515,505
	6　保健体育費	942,844	100,000	1,042,844
歳　　出　　合　　計		21,883,546	256,794	22,140,340

第２表

継　　続　　費　　補　　正

（変更）

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
			千円		千円	千円		千円
９ 教育費	６ 保健体育費	西体育館整備事業	520,510	平成29年度	207,310	520,510	平成29年度	307,310
				平成30年度	313,200		平成30年度	213,200

第３表

繰　越　明　許　費

款	項	事　業　名	金　額
			千円
3 民生費	2 児童福祉費	公立保育園施設管理運営事業	7,731
9 教育費	2 小学校費	小学校施設営繕工事	15,152
9 教育費	3 中学校費	中学校施設営繕工事	42,104
9 教育費	5 社会教育費	生涯学習センター施設維持管理事業	8,968

第４表

地　方　債　の　補　正

(変更)

起　債　の　目　的	補　正　前		補　正　後	
	限　度　額	利　率	限　度　額	利　率
	千円		千円	
西体育館整備事業	27,000	年1.8%以内	95,000	年1.8%以内

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
14　国庫支出金	2,284,879	70,000	2,354,879
15　県支出金	1,258,034	5,307	1,263,341
16　財産収入	1,039,341	31,986	1,071,327
17　寄 附 金	967,328	30	967,358
19　繰 越 金	1,065,782	81,471	1,147,253
21　市　　債	1,073,000	68,000	1,141,000
歳　入　合　計	21,883,546	256,794	22,140,340

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
2　総 務 費	4,550,283	45,140	4,595,423
3　民 生 費	7,152,053	45,369	7,197,422
5　農林業費	641,354	61	641,415
9　教 育 費	2,620,592	166,224	2,786,816
歳　出　合　計	21,883,546	256,794	22,140,340

（単位：千円）

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	県支出金	市債	その他	
			30,000	15,140
	5,307		1,955	38,107
			61	
70,000		68,000		28,224
70,000	5,307	68,000	32,016	81,471

2　歳　入

（款）　14　国庫支出金
（項）　　2　国庫補助金

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
14			国庫支出金	2,284,879	70,000	2,354,879
	2		国庫補助金	291,224	70,000	361,224
		6	教育費国庫補助金	62,848	70,000	132,848

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
4 社会教育費補助金	70,000	1 社会資本整備総合交付金（西体育館整備事業）

（款）　15　県支出金
（項）　　2　県補助金

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
15			県支出金	1,258,034	5,307	1,263,341
	2		県補助金	366,958	5,307	372,265
		2	民生費県補助金	273,347	5,307	278,654

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
2 福祉医療費補助金	5,307	1 重度心身障害者医療費補助金　4,060 2 乳幼児等医療費補助金　747 3 母子家庭等医療費補助金　500

（款）　16　財産収入
（項）　　1　財産運用収入

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
16			財産収入	1,039,341	31,986	1,071,327
	1		財産運用収入	51,404	31,986	83,390
		3	基金運用収入	21,260	31,986	53,246

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
1 基金利子	31,986	1 財政調整基金利子	23,045
		2 減債基金利子	3,539
		3 国際交流基金利子	151
		4 ふるさと納税基金利子	607
		5 福祉基金利子	1,925
		6 ふるさと水基金利子	61
		7 庁舎建設基金利子	2,658

(款)　17　寄 附 金
(項)　　1　寄 附 金

款	項	目	款項目	補正前の額	補　正　額	計
17			寄 附 金	967,328	30	967,358
	1		寄 附 金	967,328	30	967,358
		3	民生費寄附金	1,201	30	1,231

(一般会計)

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 児童福祉費寄附金	30	1 児童福祉費寄附金

（款）　19　繰 越 金
（項）　　1　繰 越 金

款	項	目	款項目	補正前の額	補　正　額	計
19			繰 越 金	1,065,782	81,471	1,147,253
	1		繰 越 金	1,065,782	81,471	1,147,253
		1	繰 越 金	1,065,782	81,471	1,147,253

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 繰　越　金	81,471	1 前年度繰越金

(款)　21　市　　債
　(項)　　1　市　　債

款　　項　　目				補正前の額	補　正　額	計
21			市　　債	1,073,000	68,000	1,141,000
	1		市　　債	1,073,000	68,000	1,141,000
		3	教 育 債	219,300	68,000	287,300

(一般会計)

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
2 保健体育債	68,000	1 社会資本整備総合交付金事業（西体育館整備事業）

3　歳　出

（款）　2　総 務 費
（項）　1　総務管理費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
2			総 務 費	4,550,283	45,140	4,595,423	30,000	15,140
	1		総務管理費	4,066,370	45,140	4,111,510	30,000	15,140
		3	財政管理費	355,339	26,584	381,923	財産収入 26,584	
		6	企 画 費	1,571,154	18,405	1,589,559	財産収入 3,265	15,140
		7	市民まちづくり推進費	73,889	151	74,040	財産収入 151	

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
25 積　立　金	26,584	財政調整基金積立金　23,045 減債基金積立金　3,539	財政管理事業　26,584
19 負担金、補助及び交付金	15,140	長良川鉄道経営安定対策補助金	ふるさと納税推進事業　607 長良川鉄道経営安定支援事業　15,140 新庁舎整備事業　2,658
25 積　立　金	3,265	ふるさと納税基金積立金　607 庁舎建設基金積立金　2,658	
25 積　立　金	151	国際交流基金積立金	国際交流事業　151

（款）　3　民 生 費
（項）　1　社会福祉費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
3			民 生 費	7,152,053	45,369	7,197,422	7,262	38,107
	1		社会福祉費	3,724,192	25,643	3,749,835	7,232	18,411
		1	社会福祉総務費	666,914	1,925	668,839	財産収入 1,925	
		5	自立支援費	1,027,237	10,718	1,037,955		10,718
		6	福祉医療費	600,570	13,000	613,570	県支出金 5,307	7,693
	2		児童福祉費	3,063,123	7,761	3,070,884	30	7,731
		4	保育園施設費	713,921	7,761	721,682	寄附金 30	7,731
	3		生活保護費	364,538	11,965	376,503		11,965
		1	生活保護総務費	43,078	9,101	52,179		9,101
		3	生活困窮者自立支援費	25,130	2,864	27,994		2,864

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
25 積　立　金	1,925	福祉基金積立金	市民福祉事務費　1,925
23 償還金、利子及び割引料	10,718	国庫負担金等返還金	自立支援費事務費　10,718
20 扶　助　費	13,000	福祉医療費助成	福祉医療費助成事業　13,000
11 需　用　費	30	消耗品費	公立保育園施設管理運営事業　7,731
15 工事請負費	7,731	加茂野保育園修繕	山之上こども園　30
23 償還金、利子及び割引料	9,101	国県負担金返還金	生活保護事務費　9,101
23 償還金、利子及び割引料	2,864	国庫負担金返還金	生活困窮者自立支援事業　2,864

（款）　5　農林業費
（項）　1　農 業 費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
5			農林業費	641,354	61	641,415	61	
	1		農 業 費	427,815	61	427,876	61	
		6	農 地 費	301,084	61	301,145	財産収入 61	

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
25 積　立　金	61	ふるさと水基金積立金	農業用施設事業　61

（款）　9　教 育 費
（項）　2　小学校費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
9			教 育 費	2,620,592	166,224	2,786,816	138,000	28,224
	2		小学校費	580,408	15,152	595,560		15,152
		1	小学校管理費	531,596	15,152	546,748		15,152
	3		中学校費	100,502	42,104	142,606		42,104
		1	中学校管理費	70,413	42,104	112,517		42,104
	5		社会教育費	506,537	8,968	515,505		8,968
		3	生涯学習センター費	34,657	8,968	43,625		8,968
	6		保健体育費	942,844	100,000	1,042,844	138,000	△38,000
		2	保健体育施設費	343,972	100,000	443,972	国庫支出金 70,000 市債 68,000	△38,000

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
13 委　託　料	1,976	伊深小学校屋上防水改修工事設計監理	小学校施設営繕工事　15,152
15 工事請負費	13,176	伊深小学校屋上防水改修	
13 委　託　料	5,492	西中学校屋上防水改修工事設計監理	中学校施設営繕工事　42,104
15 工事請負費	36,612	西中学校屋上防水改修	
13 委　託　料	605	非常放送器具等更新工事監理	生涯学習センター施設維持管理事業　8,968
15 工事請負費	8,363	非常放送器具等更新	
13 委　託　料	2,710	西体育館建替工事監理	西体育館整備事業　100,000
15 工事請負費	97,290	西体育館建替	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区　　分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普 通 債	6,506,358	6,083,470	914,300	787,815	6,209,955
(1) 総　務	158,926	144,374	38,500	21,827	161,047
(2) 民　生	96,557	64,724		30,099	34,625
(3) 衛　生					
(4) 農　林	425,283	357,957		67,316	290,641
(5) 商　工	18,956	16,385		2,057	14,328
(6) 土　木	3,102,189	2,954,074	267,300	436,157	2,785,217
(7) 消　防	101,212	107,399	41,700	13,710	135,389
(8) 教　育	2,603,235	2,438,557	566,800	216,649	2,788,708
2 災害復旧債					
(1) 補助災害					
(2) 単独災害					
3 そ の 他	8,041,432	7,924,257	690,000	744,064	7,870,193
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	423,071	338,300		76,251	262,049
(3) 財源対策債等	528,815	403,830		105,187	298,643
(4) 臨時財政対策債	7,089,546	7,182,127	690,000	562,626	7,309,501
合　　計	14,547,790	14,007,727	1,604,300	1,531,879	14,080,148

議第１８号

平成２９年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第２号）

平成２９年度美濃加茂市の国民健康保険会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，８３０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，５７５，０８６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

第 1 表　歳入歳出予算補正

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
8　財産収入		1,900	2,830	4,730
	1　財産運用収入	1,900	2,830	4,730
歳　入　合　計		6,572,256	2,830	6,575,086

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
9　基金積立金		1,900	2,830	4,730
	1　基金積立金	1,900	2,830	4,730
歳　　出　　合　　計		6,572,256	2,830	6,575,086

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
8　財産収入	1,900	2,830	4,730
歳　入　合　計	6,572,256	2,830	6,575,086

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
9　基金積立金	1,900	2,830	4,730
歳　出　合　計	6,572,256	2,830	6,575,086

（単位：千円）

補正額の財源内訳				
国庫支出金	県支出金	療給交付金	その他	保険料
			2,830	
			2,830	

2　歳　入

(款)　8　財産収入
(項)　1　財産運用収入

款	項	目	款　項　目	補正前の額	補　正　額	計
8			財産収入	1,900	2,830	4,730
	1		財産運用収入	1,900	2,830	4,730
		2	基金運用収入	1,900	2,830	4,730

(国民健康保険会計)

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 基金利子	2,830	1 基金利子

3　歳　出

（款）　9　基金積立金
（項）　1　基金積立金

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
9			基金積立金	1,900	2,830	4,730	2,830	
	1		基金積立金	1,900	2,830	4,730	2,830	
		1	財政調整基金積立金	1,900	2,830	4,730	財産収入 2,830	

（国民健康保険会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　分	金　額		
25 積　立　金	2,830	財政調整基金積立金	財政調整基金積立事業　2,830

議第１９号

平成２９年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第２号）

平成２９年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，８１７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，９８７，８１９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正（保険事業勘定）」による。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

第　1　表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正（保険事業勘定）

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
6　財産収入		1,300	1,817	3,117
	1　財産運用収入	1,300	1,817	3,117
歳　　入　　合　　計		3,986,002	1,817	3,987,819

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4　基金積立金		39,873	1,817	41,690
	1　基金積立金	39,873	1,817	41,690
歳　　出　　合　　計		3,986,002	1,817	3,987,819

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
6　財産収入	1,300	1,817	3,117
歳　入　合　計	3,986,002	1,817	3,987,819

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
4　基金積立金	39,873	1,817	41,690
歳　出　合　計	3,986,002	1,817	3,987,819

（単位：千円）

補正額の財源内訳				
国庫支出金	県支出金	基金交付金	その他	保険料
			1,817	
			1,817	

2　歳　入

（款）　6　財産収入
（項）　1　財産運用収入

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
6			財産収入	1,300	1,817	3,117
	1		財産運用収入	1,300	1,817	3,117
		1	基金運用収入	1,300	1,817	3,117

（介護保険会計（保険事業勘定））

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 基金利子	1,817	1 基金利子

3　歳　出

（款）　4　基金積立金
（項）　1　基金積立金

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
4			基金積立金	39,873	1,817	41,690	1,817	
	1		基金積立金	39,873	1,817	41,690	1,817	
		1	介護給付費準備基金積立金	39,873	1,817	41,690	財産収入 1,817	

（介護保険会計（保険事業勘定））

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　分	金　額		
25 積　立　金	1,817	介護給付費準備基金積立金	介護給付費準備基金積立金　1,817

平成３０年度美濃加茂市一般会計、特別会計及び公営企業会計予算について

平成３０年度美濃加茂市の一般会計及び特別会計の予算並びに水道事業会計及び下水道事業会計の予算を、別冊のとおり定める。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

議第２０号　平成３０年度美濃加茂市一般会計予算
議第２１号　平成３０年度美濃加茂市国民健康保険会計予算
議第２２号　平成３０年度美濃加茂市介護保険会計予算
議第２３号　平成３０年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算
議第２４号　平成３０年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計予算
議第２５号　平成３０年度美濃加茂市古井財産区会計予算
議第２６号　平成３０年度美濃加茂市山之上財産区会計予算
議第２７号　平成３０年度美濃加茂市水道事業会計予算
議第２８号　平成３０年度美濃加茂市下水道事業会計予算

議第２９号

市道路線の廃止について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第１項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第３項の規定により、議会の議決を求める。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

番号	路線名	起　　点	重要な経過地
		終　　点	
1	御門５４５号線	御門町２丁目字東御門１１３番１地先	
		御門町２丁目字東御門１０２番１地先	

廃止路線　　①:御門545号　線

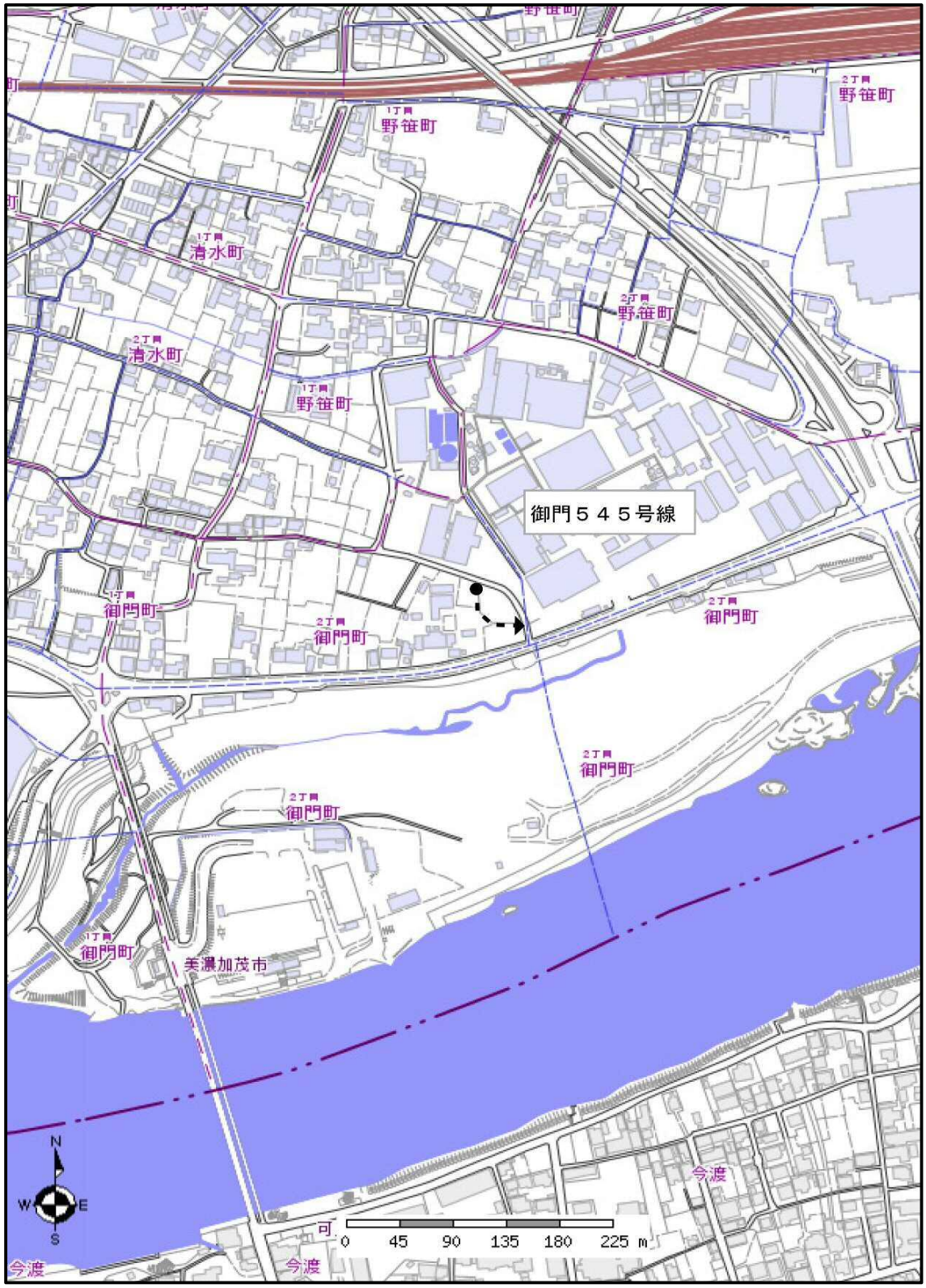

廃止路線　　①:御門545号　線

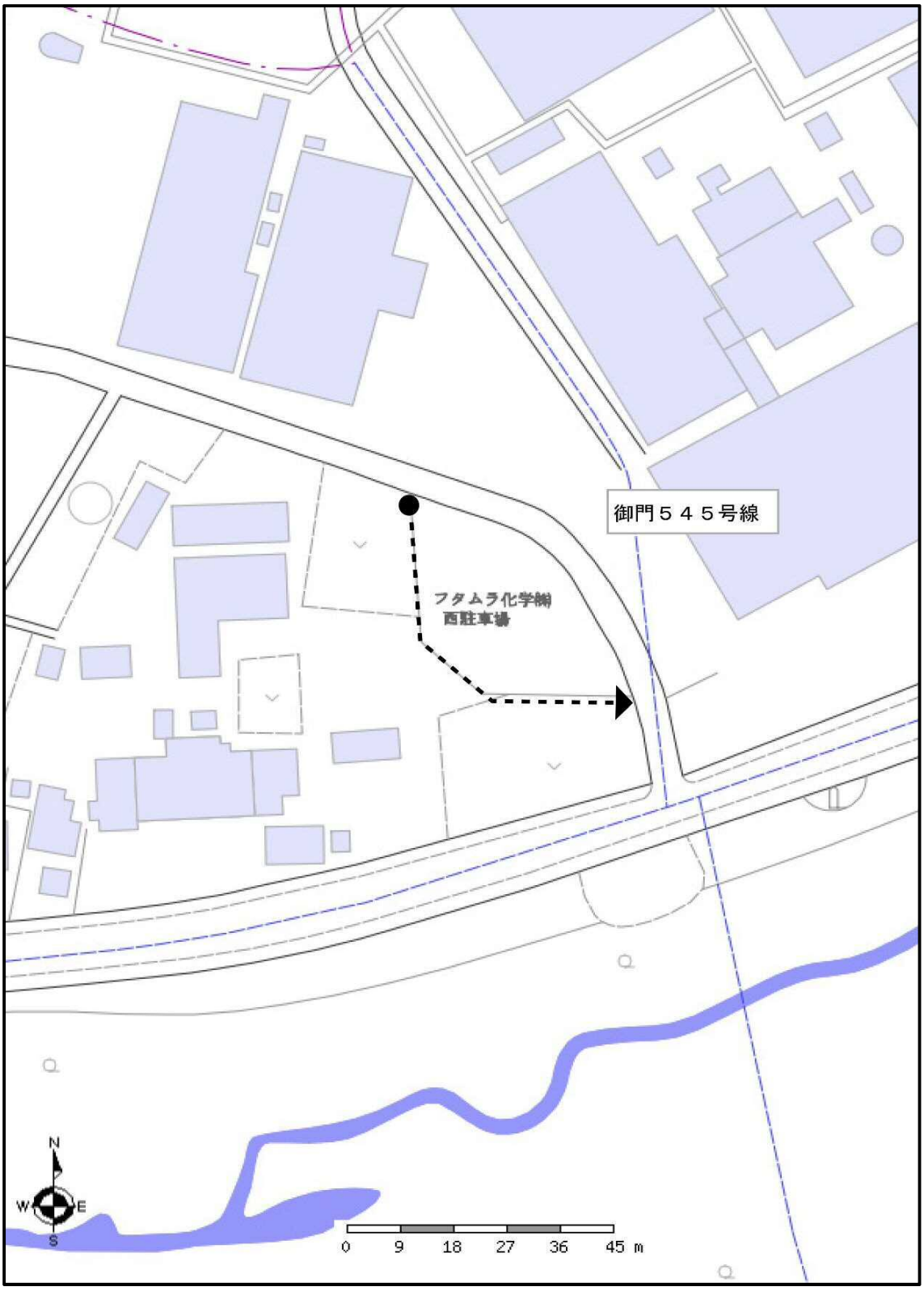

議第３０号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第１項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第２項の規定により議会の議決を求める。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
1	川合６８６号線	美濃加茂市川合町１丁目字長畑２８３１番２地先	
		美濃加茂市川合町１丁目字長畑２８２９番１５地先	

新規認定路線　　①:川合686号　線

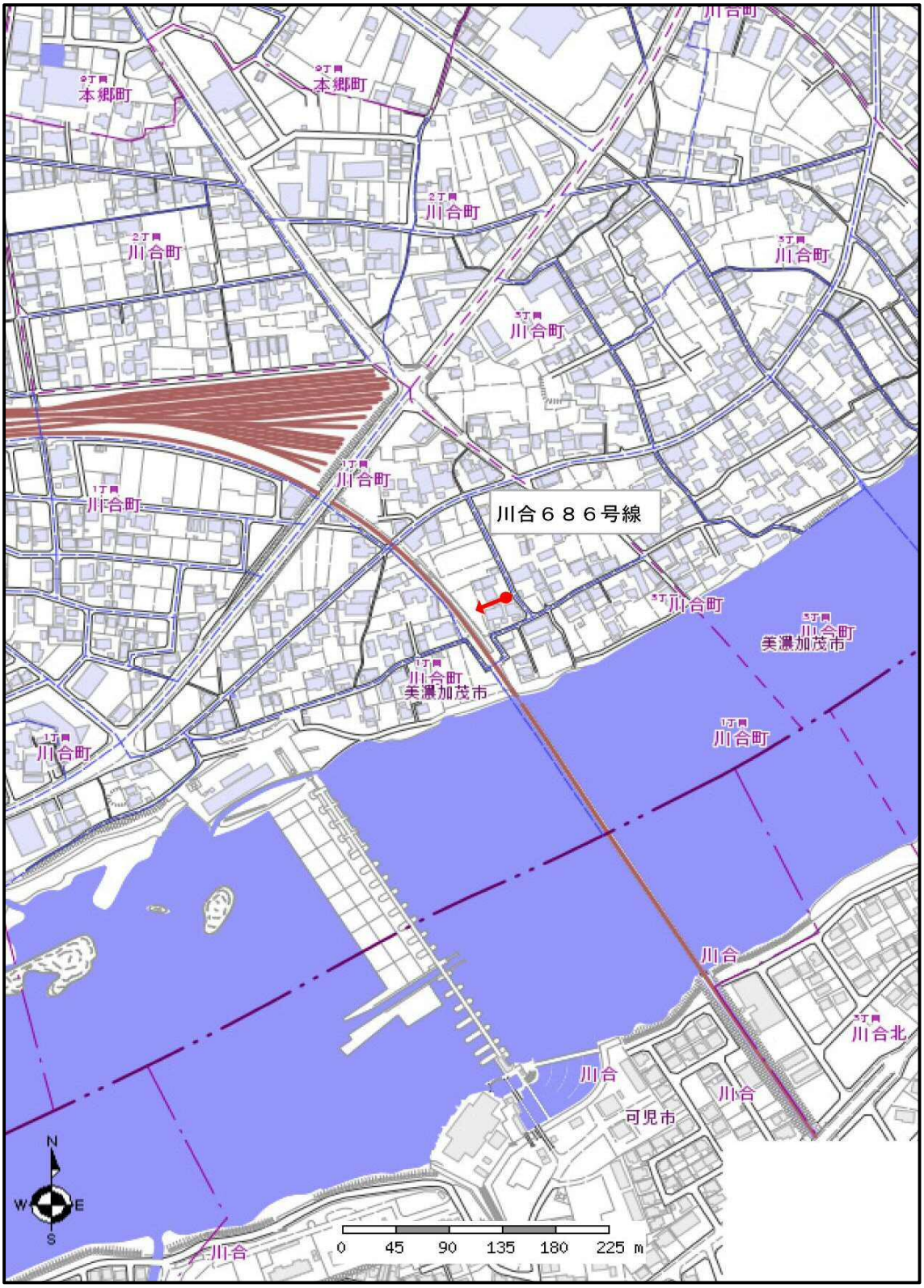

新規認定路線　　①:川合686号　線

議第３１号

中濃地域農業共済事務組合規約の一部を変更する規約に関する協議について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定に基づき、中濃地域農業共済事務組合規約を下記のとおり変更することについて、同法第２９０条の規定により議会の議決を求める。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

中濃地域農業共済事務組合規約の一部を改正する規約

中濃地域農業共済事務組合規約（平成９年４月１日岐阜県指令武総第２号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（組合の共同処理する事務） 第３条　組合は、関係市町村における農業保険法（昭和２２年法律第１８５号）に基づく農業共済事業及び農業経営収入保険事業に関する事務を共同処理する。	（組合の共同処理する事務） 第３条　組合は、関係市町村における農業災害補償法（昭和２２年法律第１８５号）に基づく共済事業に関する事務を共同処理する。
（組合の経費の支弁の方法） 第１３条　（略） ２　（略） ３　前項の引受延べ戸数は、農業保険法第１６８条第１項の規定により通知される次に定める引受戸数を関係市町村ごとに合算した戸数とする。	（組合の経費の支弁の方法） 第１３条　（略） ２　（略） ３　前項の引受延べ戸数は、農業災害補償法第１２７条第１項の規定により通知される次に定める引受戸数を関係市町村ごとに合算した戸数とする。
（会計） 第１４条　組合の会計は、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２条第３項の規定により、組合の行う農業共済事業に同法の財務規定等を適用する。	（会計） 第１４条　組合の会計は、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２条第３項の規定により、組合の行う共済事業に同法の財務規定等を適用する。

附　則

この規約は、平成３０年４月１日から施行する。

議第３２号

美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

平成３０年２月２７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

住　　所
氏　　名　　大　谷　茂　樹
生年月日

まあるいまち
みのかも